

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

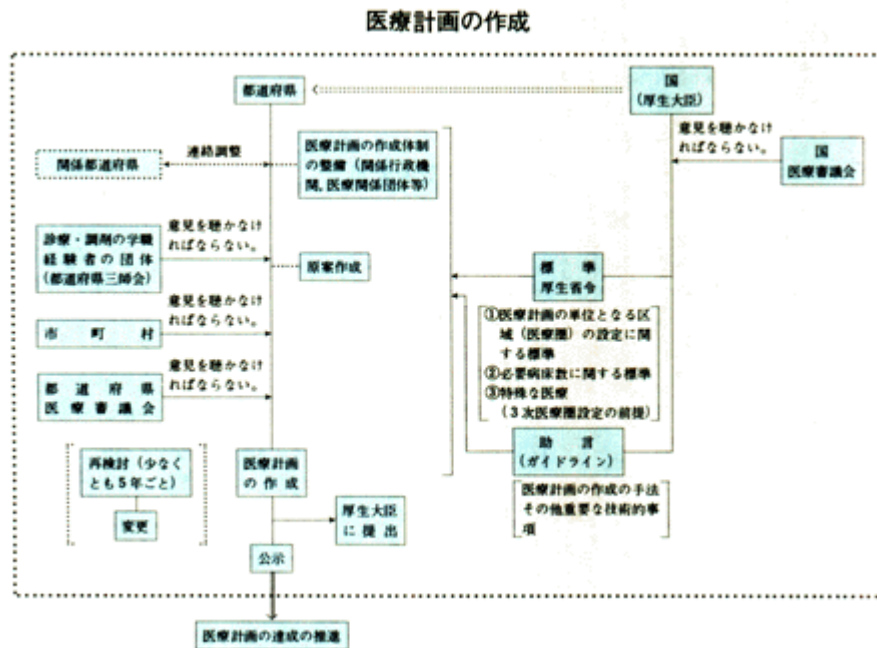
II 保健医療

1 保健医療の実施体制

(1) 医療計画の作成,推進

昭和60年12月に成立した改正医療法に基づき各都道府県は医療計画を作成し,これを推進することとされた。医療計画においては医療圏及び必要病床数を定めるほか,病院の整備目標,救急・へき地医療の確保等地域の実情に応じた事項を盛り込むこととされており,計画の推進を図ることにより地域の医療のシステム化が図られることが期待される。

医療計画の作成



第2編

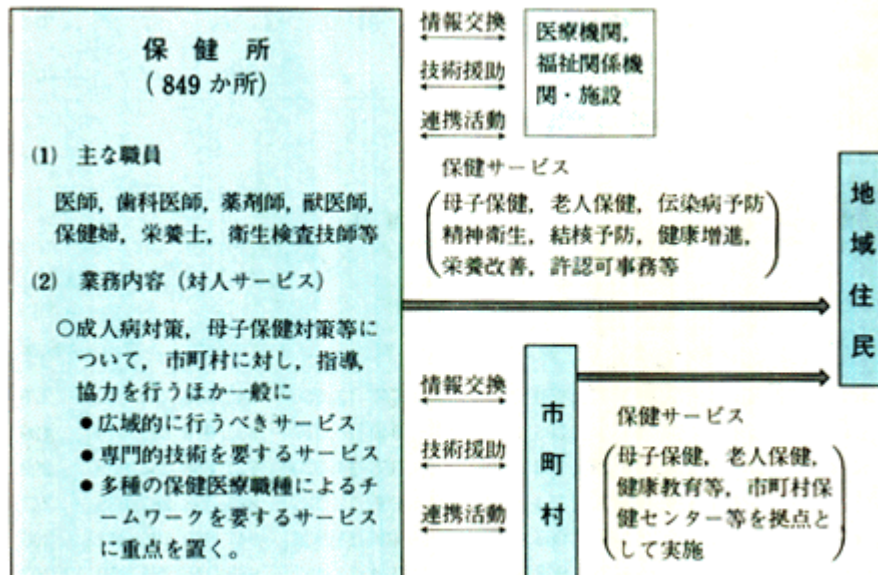
第1部 制度の概要及び基礎統計

II 保健医療

1 保健医療の実施体制

(2) 保健所・市町村保健センター

地域住民に対する保健サービスは、保健所及び市町村が実施している。このため、保健所には多様な専門職種と設備が配置され、市町村には、保健婦の配置と市町村保健センターの整備が進められている。なお、市町村保健センターは、市町村が行う成人病、母子保健等の対人保健サービス活動及び地域住民の行う自主的な保健活動等の拠点としての施設として活用されている(60年度末で768か所を設置)。



(注) 保健所は、都道府県、保健所設置市(31市)及び東京都特別区が設置する行政機関である。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

II 保健医療

1 保健医療の実施体制

(3) 医療施設

医療施設の現況

医療施設の現況(昭和60年10月1日現在)

	定義	総数	開設者別						
			国	厚生省		公立・公的等	私的	医療法人	個人
				厚	生				
病院	病床20床以上	9,608 (1,495,328)	411 (162,750)	255 (107,170)	1,509 (371,301)	7,688 (961,277)	3,450 (506,500)	3,406 (264,022)	
診療所 ()内 病床数	一般 無床又は 病床19床	78,927 (283,390)	572 (2,512)	11 (-)	4,480 (5,127)	73,875 (275,751)	872 (5,121)	66,708 (267,726)	
	歯科 以下	45,540 (261)	1 (-)	- (-)	379 (20)	45,160 (241)	577 (38)	44,325 (201)	

資料：厚生省統計情報部「医療施設調査」

病床数の推移

病床数の推移

年次	病床数									
	総数	病院							一般 診療所	歯科 診療所
		総数	精神	伝染	結核	らい	一般			
40	1,077,971	873,652	172,950	24,179	220,757	13,230	442,536	204,043	276	
45	1,312,628	1,062,553	247,265	23,144	176,949	13,217	601,978	249,646	429	
50	1,428,482	1,164,098	278,123	21,042	129,055	14,020	721,858	264,085	299	
55	1,607,482	1,319,406	308,554	18,218	84,905	12,235	895,494	287,835	241	
56	1,647,818	1,362,161	314,065	17,094	77,406	11,636	941,960	285,351	306	
57	1,688,152	1,401,999	320,068	16,385	70,734	11,467	983,345	285,850	303	
58	1,726,496	1,440,381	326,481	15,702	63,890	11,082	1,023,226	285,832	283	
59	1,757,582	1,473,649	332,190	14,959	58,836	10,704	1,056,960	283,660	273	
60	1,778,979	1,495,328	334,589	14,619	55,230	10,471	1,080,419	283,390	261	

資料：厚生省統計情報部「医療施設調査」

(注) 昭和60年は10月1日現在であり、昭和59年以前は年末現在である。

都道府県別人口10万対一般病床数

都道府県別人口10万対一般病床数(昭和60年10月1日現在)

都道府県名	一般病床数	都道府県名	一般病床数	都道府県名	一般病床数
全	892.7	富	1,193.3	島	937.2
北	1,236.1	石	1,322.9	岡	1,159.8
海	971.5	川	1,108.2	山	900.0
青	1,020.3	福	917.4	広	1,168.0
岩	775.3	山	799.4	山	1,268.1
宮	962.2	長	740.7	徳	1,226.5
秋	749.0	岐	647.2	香	1,131.2
山	1,021.8	静	792.1	愛	(最高) 1,874.0
福	740.3	愛	859.8	高	1,161.2
茨	714.4	三	789.8	福	1,079.3
栃	752.7	滋	1,003.5	佐	1,032.4
群	608.3	京	948.0	長	1,237.4
埼	(最低) 582.0	大	820.5	熊	1,030.2
千	835.5	兵	820.5	大	1,103.5
東	660.6	奈	705.9	宮	1,071.5
神	792.6	和	979.8	鹿	1,071.5
奈		歌	931.1	児	700.3
新		山		島	
潟		取		縄	

資料：厚生省統計情報部「医療施設調査」

諸外国の病院数及び病床種類別病床数

諸外国の病院数及び病床種類別病床数

	年次	病院数	病 床 数			
			総 数	再 掲		
				結核病院	精神病院	一般病院
日 本	1985	9,608 (7.9)	1,495,328 (1235.5)	2,640 (2.2)	247,702 (204.7)	1,233,609 (1019.3)
ア メ リ カ	1980	7,051 (3.1)	1,333,360 (585.7)	1,540 (0.7)	193,981 (85.2)	1,081,348 (475.0)
イ ン グ ラ ン ド ・ ウ ェ ー ル ズ	1974	—	420,943 (855.6)	—	—	—
西 ド イ ツ	1980	3,234 (5.3)	707,710 (1149.6)	8,038 (13.1)	104,861 (170.3)	425,941 (691.9)
フ ラ ン ス	1977	3,548 (6.7)	567,618 (1069.4)	8,500 (16.0)	105,500 (198.8)	438,460 (826.0)
ス ウ ェ ー デ ン	1980	711 (8.6)	123,074 (1480.9)	803 (9.7)	18,682 (224.8)	60,480 (727.7)
イ タ リ ア	1979	1,832 (3.2)	554,595 (974.5)	—	80,480 (141.4)	413,507 (726.6)
ソ 連	1978	23,400 (9.0)	3,201,000 (1225.3)	—	—	—

資料：外国はWHO「World Health Statistics Annual 1983」

日本は厚生省統計情報部「医療施設調査」

- (注) 1. 国により病院の定義が異なるが、ここではWHOの統計表に従った。
2. ()内は人口10万対である。

平均在院日数,病床の種類・年次別

平均在院日数, 病床の種類・年次別

(単位:日)

年次	総数	精神病床	伝染病床	結核病床	らい病床	一般病床
昭和40年	56.7	433.8	17.7	408.5	11 733.4	30.3
45	55.3	455.4	17.6	385.3	11 118.1	32.5
50	54.8	486.8	16.8	317.7	14 148.6	34.7
55	55.9	534.8	17.8	252.6	7 250.7	38.3
56	56.4	534.8	17.1	240.5	6 930.0	39.2
57	56.1	529.8	18.7	231.7	6 827.0	39.6
58	55.1	536.0	18.1	221.2	5 986.7	39.2
59	54.6	538.9	16.4	215.2	8 560.3	39.4
60	54.2	536.3	18.3	207.2	9 748.1	39.4

資料: 厚生省統計情報部「病院報告」

諸外国の一般病院の病床利用率及び在院日数

諸外国の一般病院の病床利用率及び在院日数

	年次	病床利用率	平均在院日数
日本	1985	83.7%	39.4日
アメリカ	1979	73.9	7.9
西ドイツ	1980	83.6	14.9
フランス	1977	79.2	13.6
スウェーデン	1980	77.5	12.5
イタリア	1979	68.7	11.5

資料: 外国は WHO「World Health Statistics Annual 1983」

日本は厚生省統計情報部「病院報告」

(注) 日本は一般病床である。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

II 保健医療

1 保健医療の実施体制

(4) 医療関係者

医療関係者の現況

医療関係者の現況

職 種	実 数 (59年末 現在)	養 成 施設数 (61年4月)	入 学 定 員 (61年4月)	職 種	実 数 (59年末 現在)	養 成 施設数 (61年4月)	入 学 定 員 (61年4月)
医 師	181,101	80	8,300	歯 科 技 工 士	29,339	73	3,588
歯 科 医 師	63,145	29	3,360	診 療 放 射 線 技 師	26,703	29	1,557
薬 剤 師	124,390	46	7,725	診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	4,199	—	—
保 健 婦	20,858	61	2,440	臨 床 検 査 技 師	87,905	77	4,195
助 産 婦	25,887	80	1,995	衛 生 検 査 技 師	117,182	—	—
看 護 婦(士)	324,289	855	37,253	あ ん 摩 ・ マ ッ サ ー ジ ・ 指 圧 師	86,024	169	3,401
准 看 護 婦(士)	301,484	645	32,624	は り 師	52,794	97	2,793
理 学 療 法 士	5,265	44	1,010	き ゅ う 師	51,433	97	2,793
作 業 療 法 士	2,142	29	615	柔 道 整 復 師	16,779	14	1,050
視 能 訓 練 士	1,254	3	120				
歯 科 衛 生 士	29,178	126	6,836				

- 資料：1. 医師・歯科医師・薬剤師数については厚生省統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」による届出数である。
2. 保健婦数については厚生省統計情報部「厚生省報告例」による。
3. 助産婦・看護婦(士)・准看護婦(士)数については、厚生省統計情報部「病院報告」、「厚生省報告例」及び一部推計(診療所)による。
4. 理学療法士・作業療法士・視能訓練士数については、60年末免許取得者数である。
5. 歯科衛生士・歯科技工士数については、「厚生省報告例」による。
6. 診療放射線技師・臨床検査技師・衛生検査技師数については、60年末免許取得者である。
7. あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師数については「厚生省報告例」による。
8. 診療エックス線技師数は厚生省統計情報部「医療施設調査」、「病院報告」による。

人口10万対都道府県別医師数(昭和59年末) (単位:人)

都道府県名	医師数	都道府県名	医師数	都道府県名	医師数
全 国	150.6	富 山	150.8	島 根	159.8
北 道	135.3	石 川	206.4	岡 山	188.2
青 森	126.7	福 井	136.2	広 島	162.8
岩 手	139.0	山 梨	131.1	山 口	161.0
宮 城	154.7	長 野	129.7	徳 島	208.8
秋 田	127.5	岐 阜	118.9	香 川	164.6
山 形	128.6	静 岡	122.1	愛 媛	156.3
福 島	131.2	愛 知	135.2	高 知	184.0
茨 城	104.9	三 重	134.8	福 岡	194.7
栃 木	138.2	滋 賀	136.6	佐 賀	157.2
群 馬	140.1	京 都	199.5	長 崎	179.1
埼 玉	(最低) 88.7	大 阪	174.2	熊 本	147.0
千 葉	97.8	兵 庫	155.1	大 分	149.0
東 京	(最高) 209.9	奈 良	133.3	宮 崎	128.8
神 奈 川	132.9	和 歌 山	158.3	鹿 児 島	145.0
新 潟	130.6	鳥 取	202.6	沖 縄	107.8

資料:厚生省統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

人口10万対都道府県別歯科医師数

人口10万対都道府県別歯科医師数(昭和59年末) (単位:人)

都道府県名	歯科医師数	都道府県名	歯科医師数	都道府県名	歯科医師数
全 国	52.5	富 山	37.0	島 根	38.9
北 海 道	47.1	石 川	42.4	岡 山	53.8
青 森	32.7	福 井	34.1	広 島	51.7
岩 手	50.3	山 梨	51.1	山 口	44.8
宮 城	51.0	長 野	54.5	徳 島	58.2
秋 田	33.1	岐 阜	51.5	香 川	43.1
山 形	35.6	静 岡	43.7	愛 媛	42.2
福 島	42.3	愛 知	53.5	高 知	39.2
茨 城	40.3	三 重	41.5	福 岡	66.0
栃 木	43.8	滋 賀	32.0	佐 賀	47.0
群 馬	40.5	京 都	47.9	長 崎	50.9
埼 玉	40.4	大 阪	58.1	熊 本	37.1
千 葉	52.0	兵 庫	49.3	大 分	48.4
東 京	(最高) 90.7	奈 良	44.3	宮 崎	37.1
神 奈 川	55.5	和 歌 山	51.7	鹿 児 島	40.4
新 潟	56.6	鳥 取	43.4	沖 縄	(最低) 31.8

資料:厚生省統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

就業形態別医師数

就業形態別医師数(昭和59年末)

総 数		実 数(人)	構成比(%)
		181,101	100.0
医療施設の従事者	総 数	173,452	95.8
	病院の開設者	3,539	2.0
	診療所の開設者	62,201	34.3
	病院(医育機関附属病院を除く)の勤務者	64,886	35.8
	診療所の勤務者	9,620	5.3
	医育機関附属病院の勤務者	33,206	18.3
医以事 療外者 施の 設従	総 数	5,906	3.3
	臨床以外の医学の教育, 研究機関の勤務者	3,743	2.1
	衛生行政又は保健衛生業務の従事者	2,163	1.2
そ の 他	総 数	1,743	1.0
	その他の職業に従事する者	403	0.2
	無 職 の 者	1,340	0.7

資料: 厚生省統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

諸外国の医療関係者

諸外国の医療関係者 (人口10万対)

国 名	医 師	歯科医師	薬 剤 師	看 護 婦
日 本(1984)	151	53	108	521
ア メ リ カ	192(1980)	55(1980)	57	692(1978)
イギリス(イングランド・ウェールズ)	152(1977)	29(1974)	52	426(1979)
西 ド イ ツ	232(1981)	54(1981)	42	552(1980)
フ ラ ン ス	201(1980)	59(1980)	68	660(1977)
スウェーデン	210(1981)	102(1981)	67	924(1980)
イ タ リ ア	289(1979)		79	327(1974)
ソ 連	365(1979)		—	614(1975)

資料: 日本は厚生省統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」, 「病院報告」, 「厚生省報告例」, フランスの医師・歯科医師はフランス社会保障省「Annuaire des Staistiques Sanitaires et Sociales (1982, 83)」
西ドイツの医師・歯科医師は, 西ドイツ連邦政府統計局「Statistical Compass (1983)」
アメリカの医師・歯科医師はアメリカ商務省「Statistical Abstract of the United States 1982」
スウェーデンの医師・歯科医師はスウェーデン統計局「Statistisk arsbok (1984)」 諸外国の薬剤師は, FIP (世界薬剤師連合) 1982調査による。
その他は WHO 「World Health Statistics Annual 1983」

- (注) 1. 日本の医師・歯科医師は上記調査とともに未届者数を考慮して推計したものであり, 薬剤師は年末の届出者数である。
2. 日本の看護婦(看護師, 准看護婦及び准看護師を含む)は, 上記調査とともに一部推計した年末の就業者数である。
3. 外国の看護婦数には助産婦も含む。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

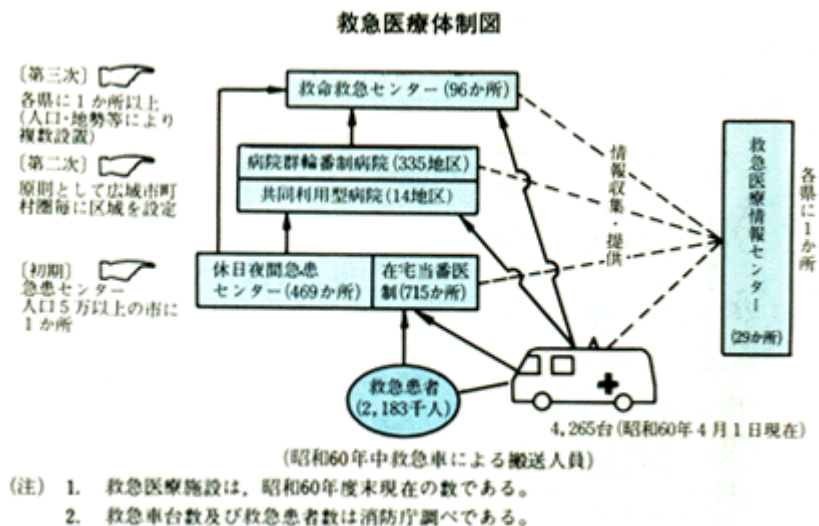
II 保健医療

1 保健医療の実施体制

(5) 救急医療

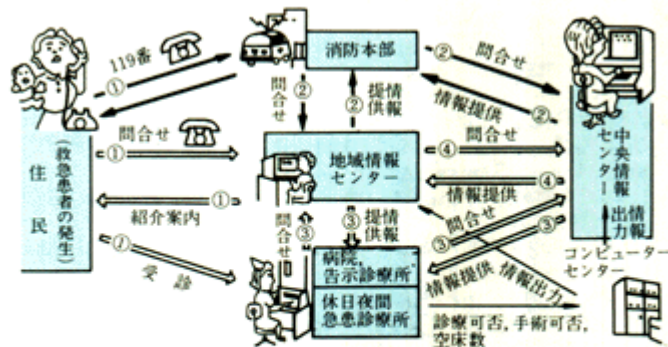
休日、夜間などに発生する救急患者の医療を確保するため、昭和52年度から体系的、計画的な施策を推進している。

救急医療体制図



救急医療情報システム

救急医療情報システム



- ① 急患が発生した場合、住民の方は、地域情報センター又は119番に連絡します。
- ② 消防本部は、119番があった場合、地域情報センター又は中央情報センターに応需医療機関の案内を依頼します。
- ③ 医療機関は、他の医療機関に患者を搬送する場合、地域情報センター又は中央情報センターに応需医療機関の案内を依頼します。
- ④ 地域情報センターは、自地域に応需医療機関がない場合、中央情報センターに他地域応需医療機関の案内を依頼します。

第2編

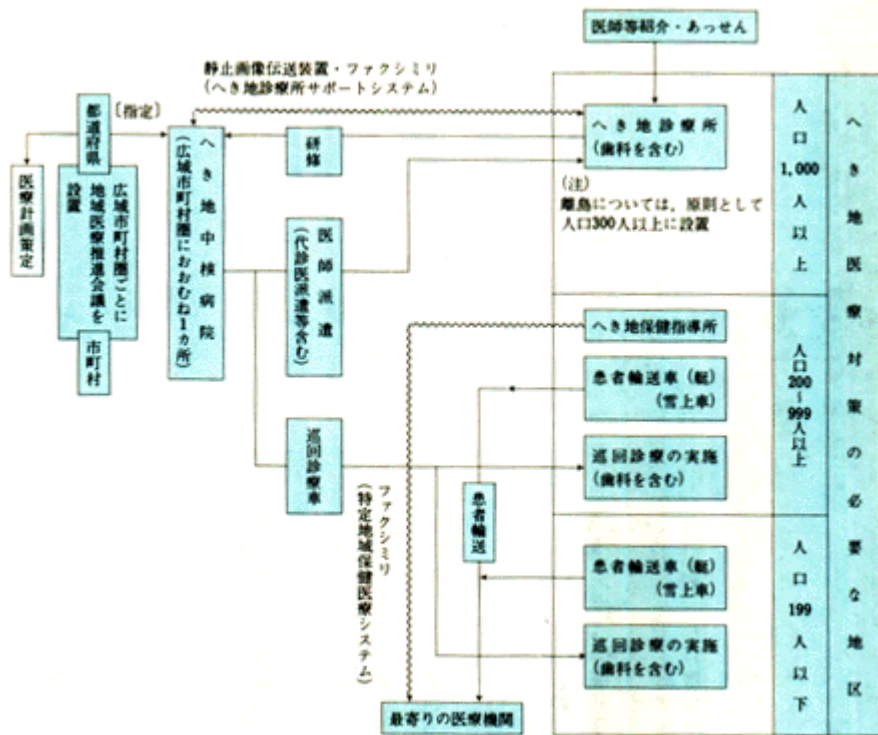
第1部 制度の概要及び基礎統計

II 保健医療

1 保健医療の実施体制

(6) へき地保健医療

山村、離島等の医療に恵まれない住民の医療を確保するため、昭和31年度以来施策を推進しているが、現在実施している施策体系を図示すれば次のとおりである。



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

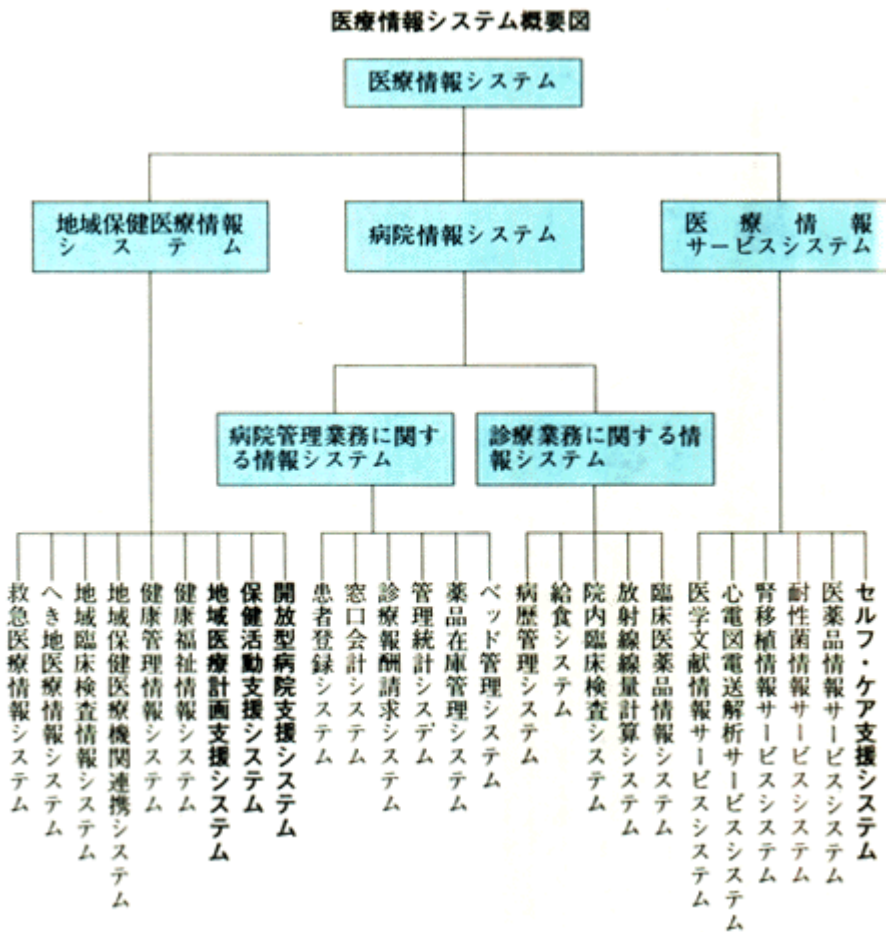
II 保健医療

1 保健医療の実施体制

(7) 医療情報システム

医療情報システムは、近年著しい進歩を遂げている情報処理技術及び高度通信技術を保健医療の分野に応用し、保健医療機関内、保健医療機関相互、保健医療機関と地域住民との情報伝達処理の連携、迅速化を行い、保健医療の近代化を図るものである。この研究開発は、地域保健医療、病院、医療情報サービスの3分野で進められている。

医療情報システム概要図



(注) 太字は開発中のシステムである。

厚生白書(昭和61年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

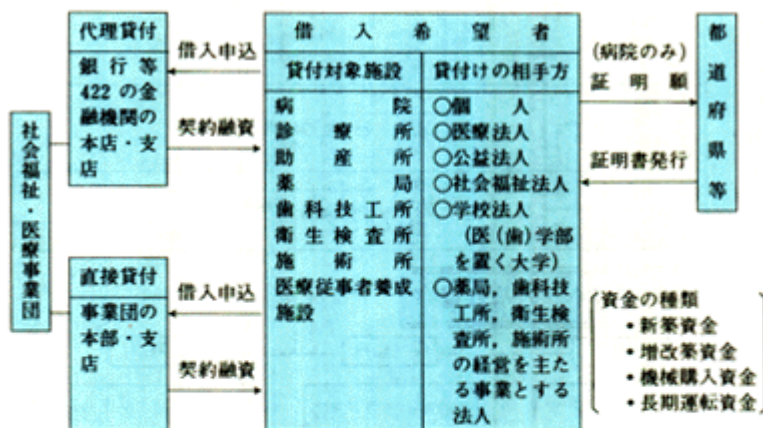
II 保健医療

1 保健医療の実施体制

(8) 社会福祉・医療事業団(医療貸付)

社会福祉・医療事業団は、臨時行政調査会の最終答申を踏まえ、社会福祉事業振興会と医療金融公庫を統合して、昭和60年1月1日に発足したものであり、当該事業団の医療貸付は旧医療金融公庫の業務を承継したものであって、医原の普及及び向上を図るため、病院、診療所等の設置等に必要な資金を融通すること並びに新たに病院診療所等に対する経営指導を行うことを目的としている。

これまで、旧公庫融資分を含め医療関係施設が不足している地域等に新設された施設数は、病院3,078施設、診療所15,458施設、その他の施設152施設であり、病院病床の増加数は33万床余に達する。また、質的な面でも施設の不燃化や近代化、機能の充実向上が図られている。昭和60年度末貸付累計額は1兆3,214億円となっている。



○直接貸付の範囲

1. 通常の限度額を超えて融資ができることになっている総合病院等
2. 地域の実情により特に必要と認められる病院
3. 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県内の病院で借入申込額が2億5千万円を超えるものなど

第2編

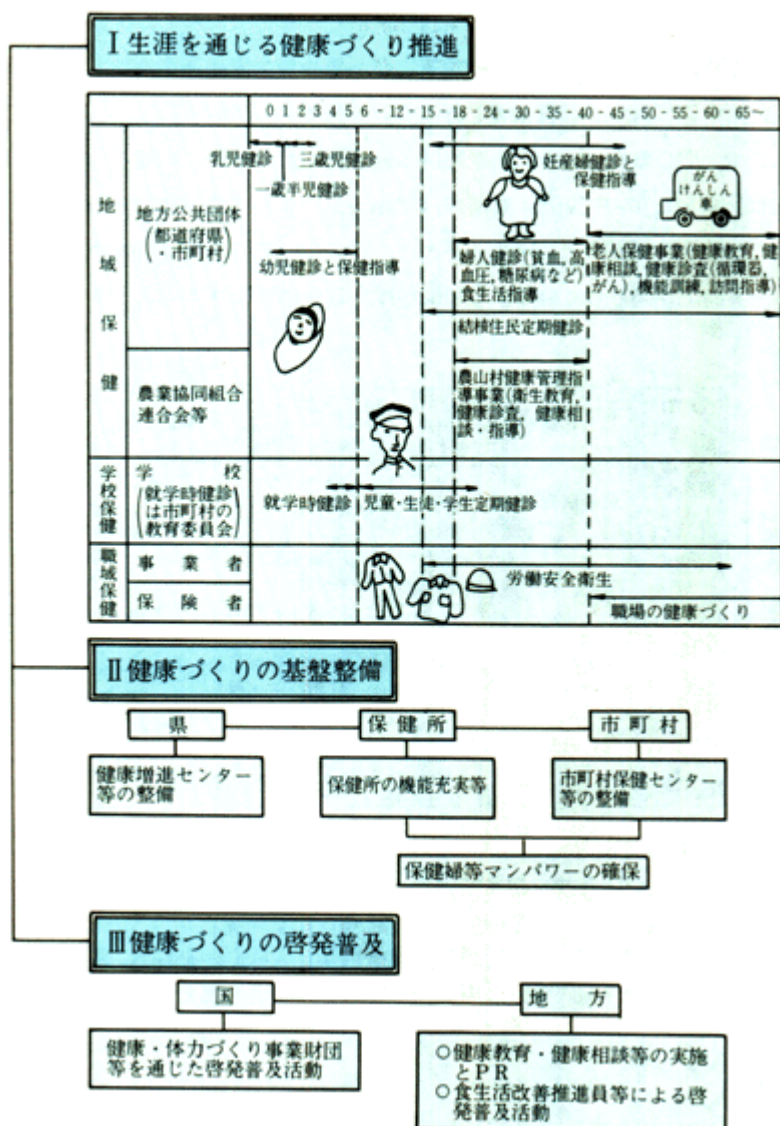
第1部 制度の概要及び基礎統計

II 保健医療

2 保健医療対策

(1) 健康づくり運動の体系図

(1) 健康づくり運動の体系図



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

II 保健医療

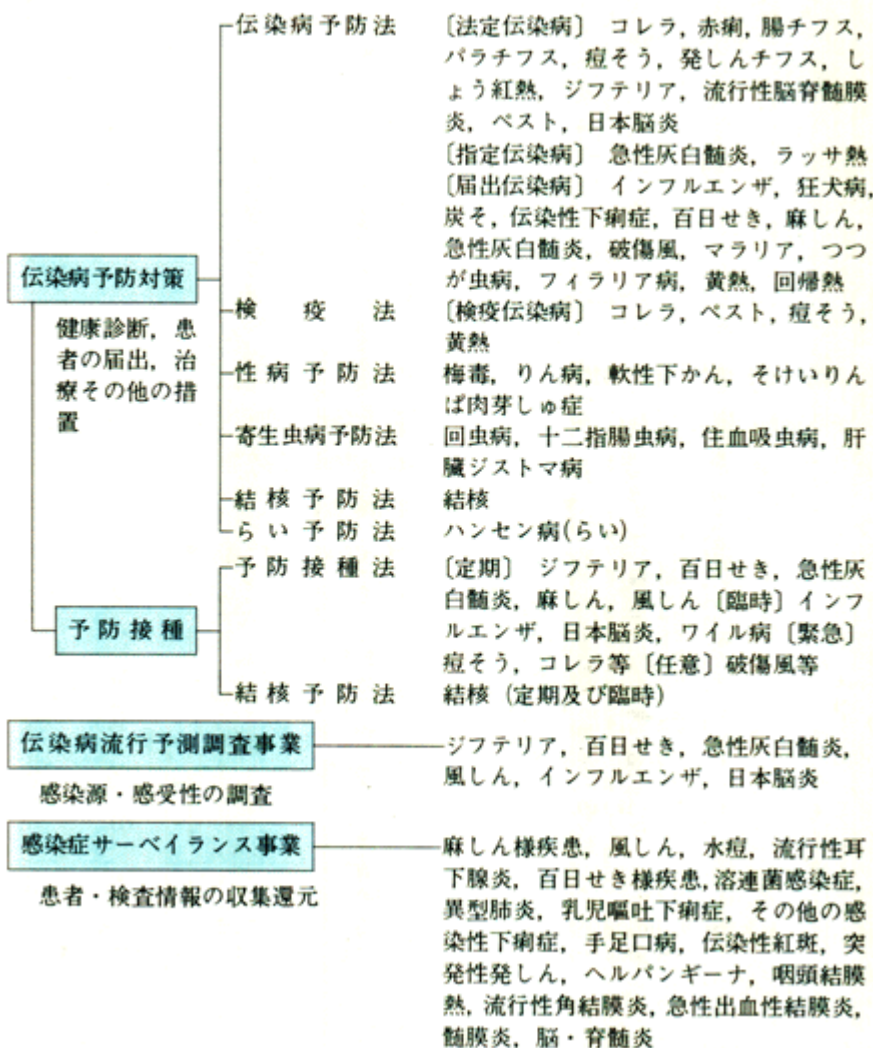
2 保健医療対策

(2) 感染症対策

感染症対策は、伝染病予防対策(予防接種を含む)、伝染病流行予測調査事業、感染症サーベイランス事業が互いに密接な関連を保ちながら行われている。

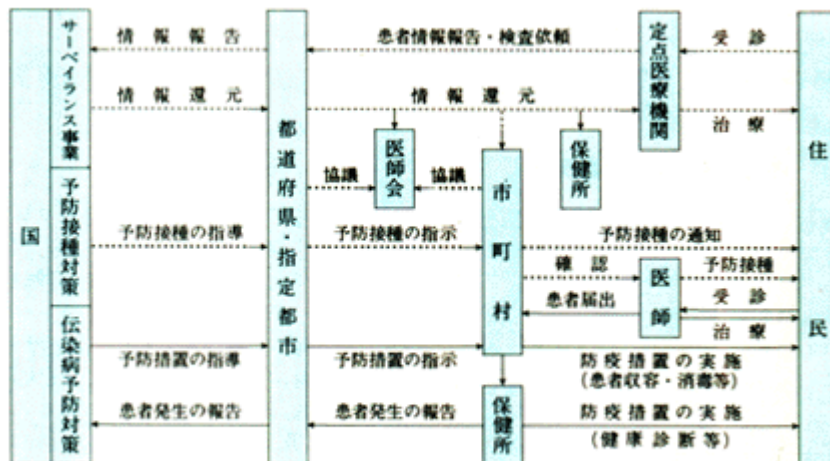
1) 各種事業とその対象疾病

① 各種事業とその対象疾病



2) 組織

②組織



(注) 本図は伝染病予防法, 予防接種法, 感染症サーベイランス事業についてのものである。

3) 予防接種健康被害救済制度

予防接種の実施に伴い, 極めてまれにはあるが不可避免的に異常な副反応がみられることにかんがみ, 予防接種法に基づく健康被害救済制度を設けている。

予防接種健康被害認定者数

予防接種健康被害認定者数

給付の種類	給付の内容	予防接種の種類と認定者数(人)					計
		種痘	DPT	ポリオ	インフルエンザ	その他	
医療費	自己負担相当額		(2)	(1)	(4)	(9)	(16)
医療手当	27,200～29,200円 (月額)	44	76	12	60	107	299
障害児養育年金 (18才未満)	32,600～101,300円 (月額)	(2) 65	20	33	7	(1) 13	(3) 138
障害年金 (18才以上)	102,700～209,300円 (月額)	126	28	(1) 39	11	11	(1) 215
死亡一時金	17,000,000円					(1)	(1)
葬祭料	113,000円	14	9	1	4	4	32
計		(2) 249	(2) 133	(2) 85	(4) 82	(11) 135	(21) 684

(注) 認定者数は, 予防接種法等に基づき昭和61年3月31日までに認定された該当者数である。()内は昭和60年度に新規に認定された該当者数の再掲。給付の額は昭和61年4月1日現在である。

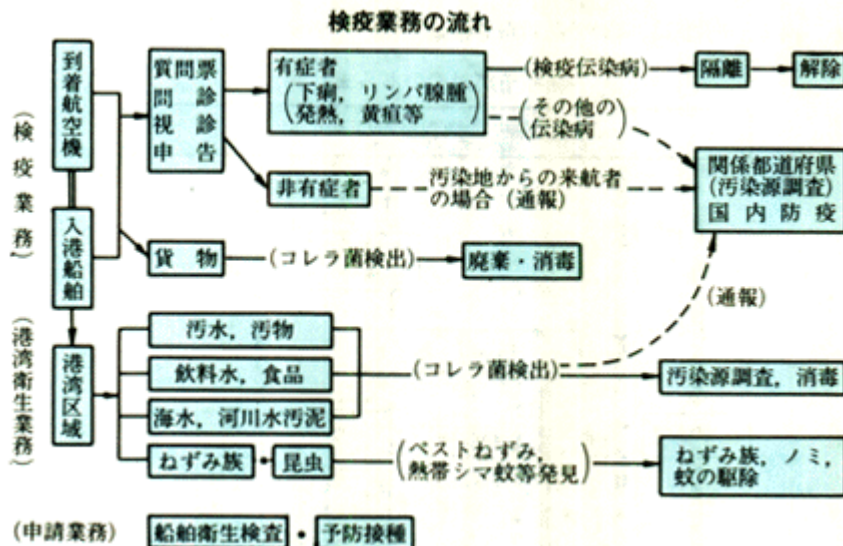
DPT: 百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン

厚生省保健医療局調べ

4) 検疫

国内に常在しない検疫伝染病(コレラ、ペスト、痘そう及び黄熱)が船舶、航空機を介して国内に侵入することを防止するため、船舶、航空機に対する検疫、申請に基づく検査、消毒等の業務及び港湾地域の衛生措置等を行っている。

検疫業務の流れ



検疫実績の推移

検疫実績の推移

年次	検疫所数		船舶検疫		航空機検疫	
	海港	空港	隻数	人員	機数	人員
40	60	4	25,577	1,115,772	11,227	784,704
45	76	5	37,435	1,428,063	27,884	2,133,609
50	87	7	41,466	1,188,813	32,881	4,270,644
55	84	12	44,957	1,171,177	40,613	6,697,985
56	82	13	43,623	1,124,727	39,455	7,192,380
57	81	13	42,882	1,116,914	40,115	7,610,514
58	79	13	42,366	1,092,095	41,134	8,162,409
59	79	13	43,783	1,111,213	44,104	8,885,731
60	79	13	44,676	1,126,584	46,476	9,479,699

厚生省生活衛生局調べ

(注) 検疫所には、支所、出張所を含む。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

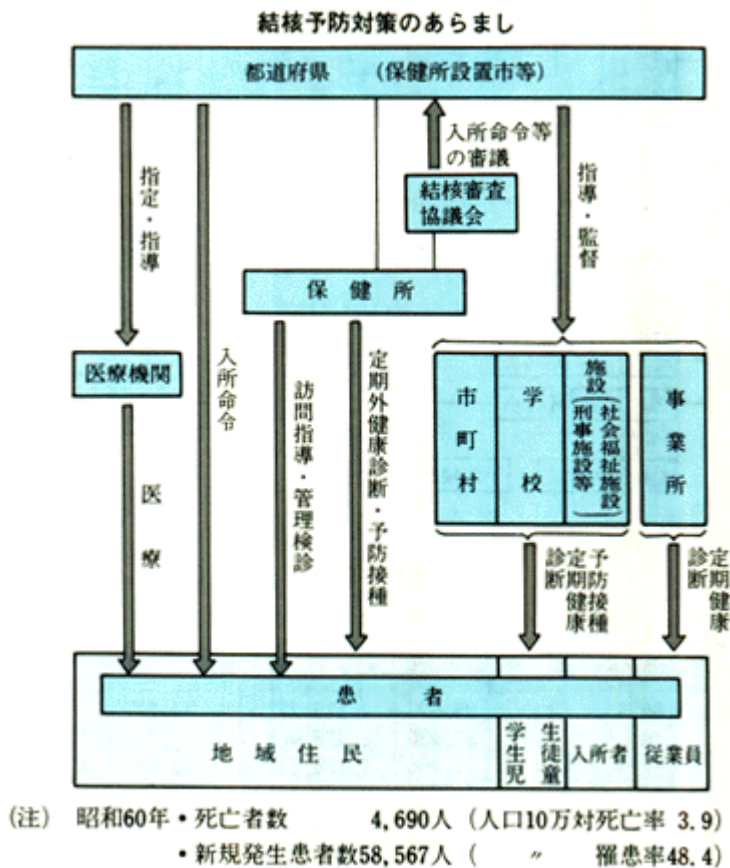
II 保健医療

2 保健医療対策

(3) 結核対策

結核患者は、年々減少しているが、今なお約5.9万人の新患者が発生する最大の伝染病である。このため診断治療技術の進歩、まん延状況の変化に対応しつつ、健康診断、医療、患者管理等の予防対策を推進していく必要がある。

結核予防対策のあらまし



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

II 保健医療

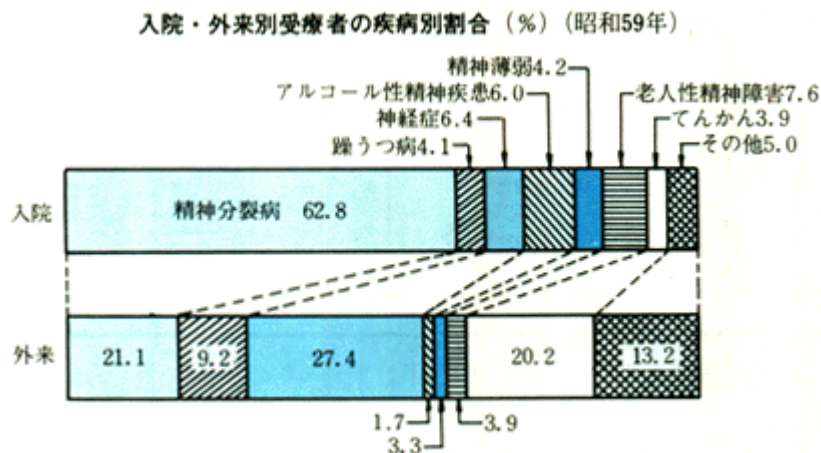
2 保健医療対策

(4) 精神保健対策

国民の精神的健康の保持向上のため、国民の精神保健意識の向上、精神障害者等に対する医療保護の充実、社会復帰の促進等精神保健施策の推進を図っている。

1) 概要

入院・外来別受療者の疾病別割合(%) (昭和59年)



(注) 厚生省統計情報部「患者調査」から作成

精神病床数・入院患者数・措置患者数及び外来患者年間延数の年次推移

精神病床数・入院患者数・措置患者数及び外来患者年間延数の年次推移

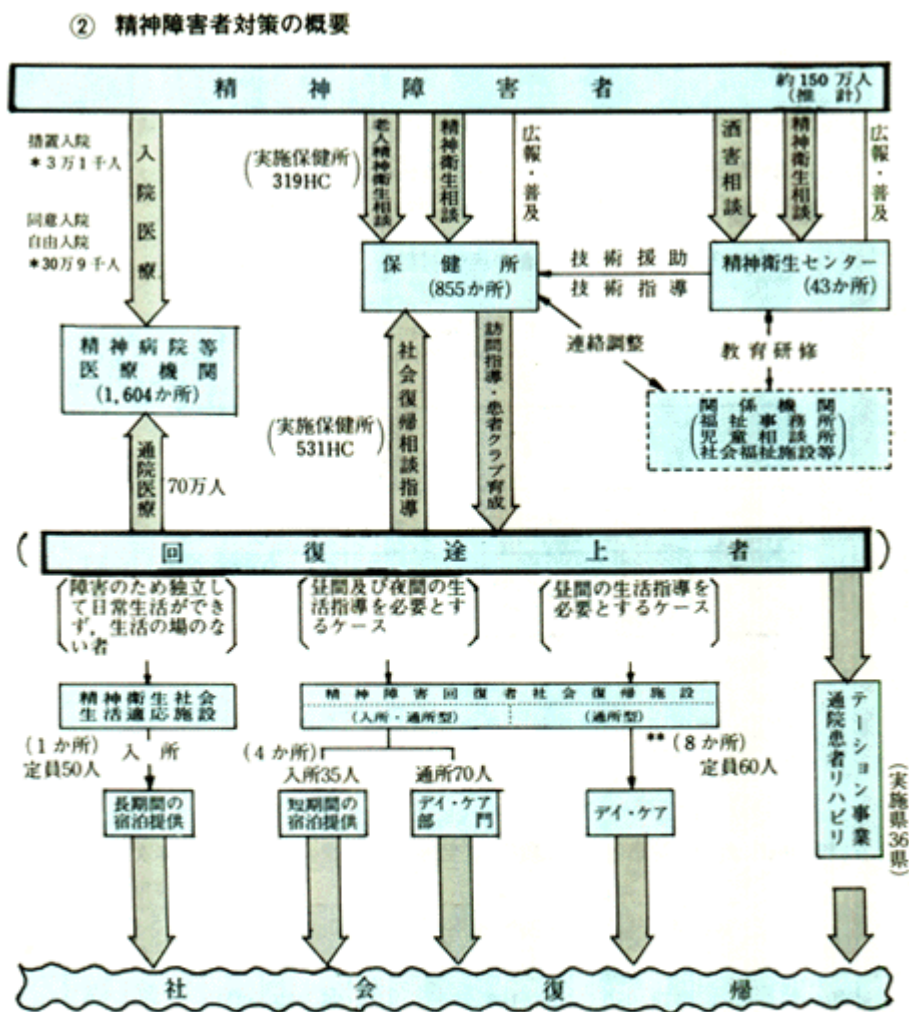
(各年12月末)

年次	精神病床数	入院患者数	措置患者数	外来患者年間延数
	床	人	人	千人
昭和40年	172,950	183,260	65,372	2,761
45	247,265	250,328	76,532	4,978
50	278,123	278,793	63,887	6,576
55	308,554	309,450	45,766	7,647
60	336,446	336,271	28,353	8,776

資料：措置患者数は厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」

その他は、厚生省統計情報部「病院報告」

2) 精神障害者対策の概要



(注) このほか、一般住民に対し、精神衛生センター、保健所を中心に精神保健に関する啓発普及活動が実施されている。

昭和61年6月現在

*昭和60年6月現在

**昭和61年8月現在

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

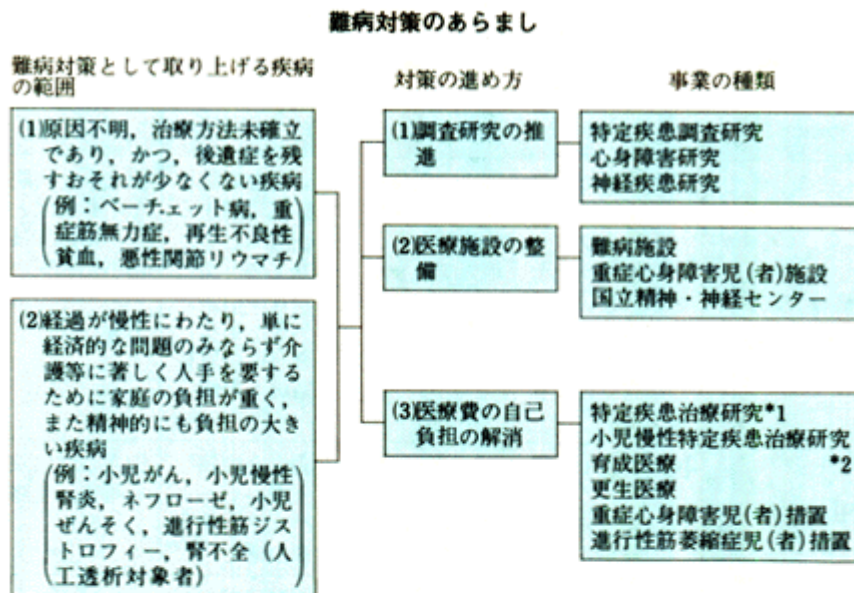
II 保健医療

2 保健医療対策

(5) 難病対策

昭和47年に定められた「難病対策要綱」に基づき体系的に種々の事業を進めている。

難病対策のあらまし



*1 特定疾患治療研究対象疾患(昭和61年度)

1. パーチエット病	16. 脊髄小脳変性症
2. 多発性硬化症	17. クロウン病
3. 重症筋無力症	18. 難治性の肝炎のうち劇症肝炎
4. 全身性エリテマトーデス	19. 悪性関節リウマチ
5. スモン	20. パーキンソン病
6. 再生不良性貧血	21. アミロイドーシス
7. サルコイドーシス	22. 後縦靭帯骨化症
8. 筋萎縮性側索硬化症	23. ハンチントン舞踏病
9. 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	24. ウィリス動脈輪閉塞症
10. 特発性血小板減少性紫斑病	25. ウェゲナー肉芽腫症
11. 結節性動脈周囲炎	26. 特発性拡張型(うっ血型)心筋症
12. 潰瘍性大腸炎	27. シャイ・ドレーガー症候群
13. 大動脈炎症候群	28. 表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)
14. ビュルガー病	(昭和62年1月1日から)
15. 天疱瘡	

*2 小児慢性特定疾患の対象疾病

悪性新生物
慢性腎疾患
ぜんそく
慢性心疾患
内分泌疾患
膠原病
糖尿病
先天性代謝異常
血友病等血液疾患

厚生白書(昭和61年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

II 保健医療

2 保健医療対策

(6) 専門医療対策

各種疾病に対しては、専門医療施設の体系的な整備を図ることが有効と考えられるので、従来から、がん診療体制の整備のほか循環器病等についても施策の充実が図られている。

1) 各種疾病に関する専門医療機関の整備

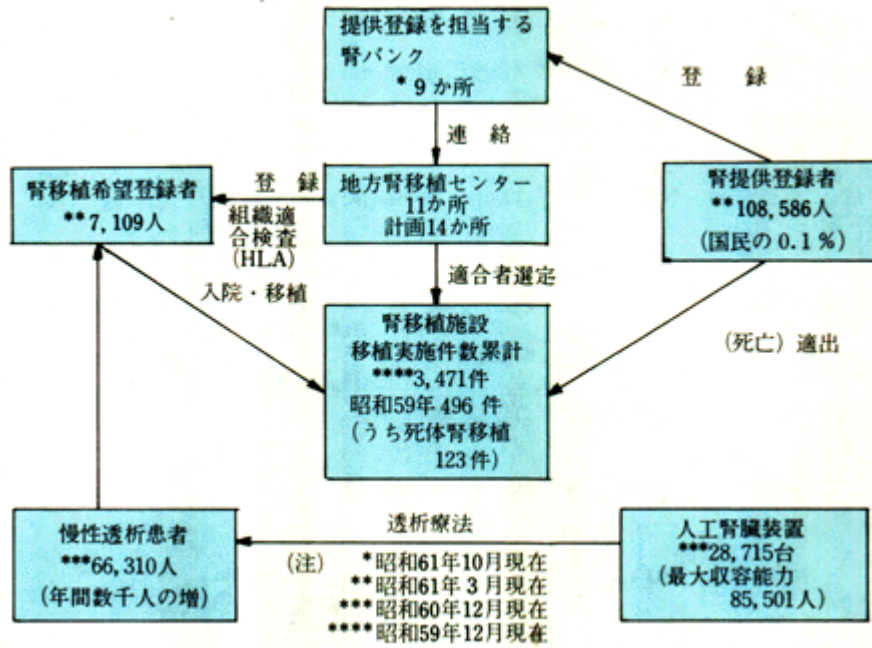
① 各種疾病に関する専門医療機関の整備

区 分	が ん	循環器病	腎 不 全	小 児
整備の方針	国立がんセンターを中心機関とし、地方ブロックに地方がんセンターを、また、広域市町村圏に最低1か所のがん診療施設を整備する。	国立循環器病センターを中心機関とし、地方ブロックに地方循環器病センターを整備する。	国立佐倉病院を腎移植に関する中心機関とし、地方ブロックに地方腎移植センターを、また、都道府県に腎移植施設を整備する。	国立小児病院を中心機関とし、都道府県に小児医療センターを整備する。
中心機関	国立がんセンター (研究、研修、診療)	国立循環器病センター (研究、研修、診療)	国立佐倉病院 (全国のデータバンク、適合者の選定)	国立小児病院 (研究、研修、診療)
地方ブロック	地方がんセンター (研究、研修、診療) 9か所	地方循環器病センター (研究、研修、診療) 8か所	地方腎移植センター (移植希望者登録、組織適合性検査、適合者の選定) 11か所	
都道府県 広域市町村圏	がん診療施設 (診療) 313か所		腎移植施設 (摘出、移植) 25か所	小児医療センター 127か所

2) 腎移植体制等体系図

腎移植を円滑に行うため、国立佐倉病院を中核医療施設として整備し、各ブロックに地方腎移植センターを

整備するとともに骨移植施設を全国的に整備するなどの諸施策を推進している。



腎提供登録者,腎移植希望者の推移

腎提供登録者,腎移植希望者の推移

	提供登録者		移植希望者	
	計	累計	計	累計
昭和52年度	3,304人	3,304人	597人	597人
53	1,395	4,699	236	833
54	4,252	8,951	538	1,371
55	3,771	12,722	474	1,845
56	11,265	23,987	423	2,268
57	16,035	40,022	450	2,718
58	18,982	59,004	1,039	3,757
59	26,746	85,750	2,112	5,869
60	22,836	108,586	1,240	7,109

厚生省保健医療局調べ

腎臓提供登録機関(腎バンク)一覧

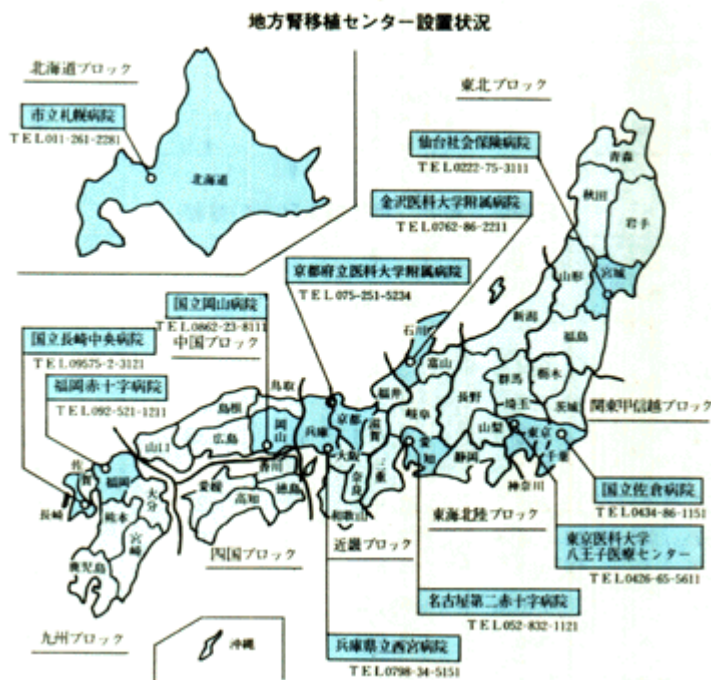
腎臓提供登録機関(腎バンク)一覧

(昭和61年10年現在)

名称	郵便番号	住所	電話
(財)北海道腎臓バンク	060	札幌市中央区北一条西7丁目 おおだビル2階	011(261)2033
※国立佐倉病院	285	佐倉市江原台2-36-2	0434(86)1151
(社)腎臓移植普及会	105	港区虎ノ門1-15-16 船橋振興ビル5階	03(502)2071
(財)山梨県腎臓バンク	409-38	中巨摩郡玉穂町下河東1110番地 山梨医科大学内	0552(73)1082
(財)静岡県腎臓バンク	431-31	浜松市半田町 3,600 番地 浜松医科大学医学部附属病院内	0534(35)3175
(財)滋賀県腎臓バンク	520	大津市におの浜4-4-5	0775(23)1299
京都府立医科大学附属病院腎臓バンク	602	京都市上京区河原町通広小路 上ル 梶井町465	075(251)5235
(財)大阪腎臓バンク	530	大阪市北区芝田2-2-1 新梅田ビル721号	06(374)3691
(財)兵庫県総合保健協会腎臓バンク	662	西宮市六湛寺町13番9号 県立西宮病院内	0798(34)5151
奈良県腎臓バンク	634	橿原市四条町840 県立医科大学附属病院内	07442(5)3883

※国立佐倉病院は腎臓移植希望者の登録機関である。

地方腎移植センター設置状況



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

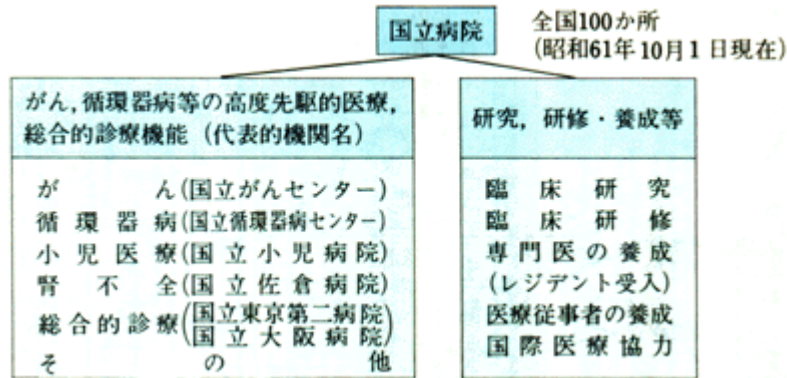
II 保健医療

2 保健医療対策

(7) 国立病院及び国立療養所

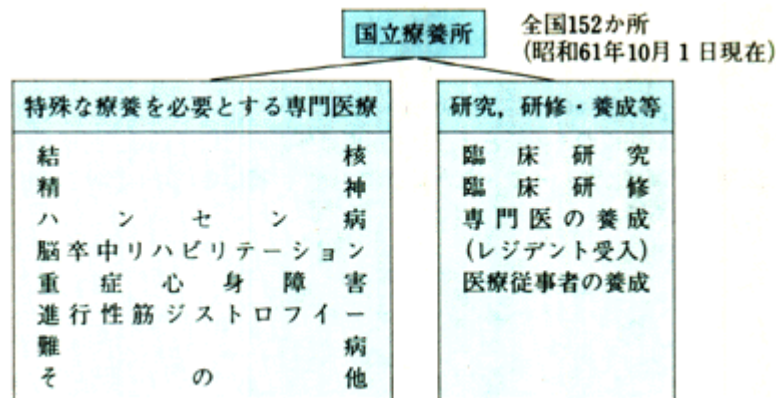
(国立病院の業務)

全国100カ所の国立病院(分院2,国立がんセンター,国立循環器病センターを含む)においては,主として,がん,循環器病等に関する高度先駆的医療や総合的診療を行っているほか,臨床研究,医原従事者の研修・養成,開発途上国に対する国際医療協力等を行っている。



(国立療養所の業務)

全国152カ所の国立療養所(国立精神・神経センターを含む)においては,主として,結核,ハンセン病等特殊な旅費を必要とする専門的医療を行っているほか,臨床研究,医療従事者の研修・養成等を行っている。



第2編

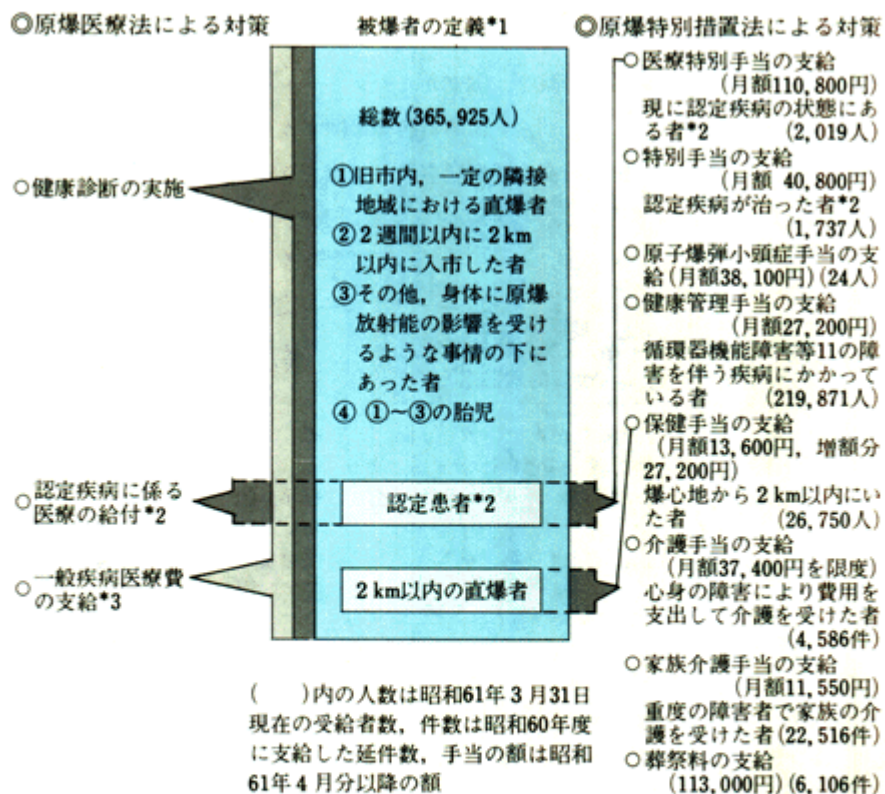
第1部 制度の概要及び基礎統計

II 保健医療

2 保健医療対策

(8) 原爆被爆者対策

(8) 原爆被爆者対策



*1 被爆者とは、①～④に該当するとして、都道府県知事（広島市、長崎市については市長）から被爆者健康手帳の交付を受けた者をいう。

*2 認定患者とは、傷病が原爆の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けた者をいい、当該傷病を認定疾病という。

*3 一般疾病医療費の支給とは、認定疾病以外の傷病について、医療保険等一般の医療保障制度でカバーできない部分について、被爆者に対し、厚生大臣が支給するものである。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

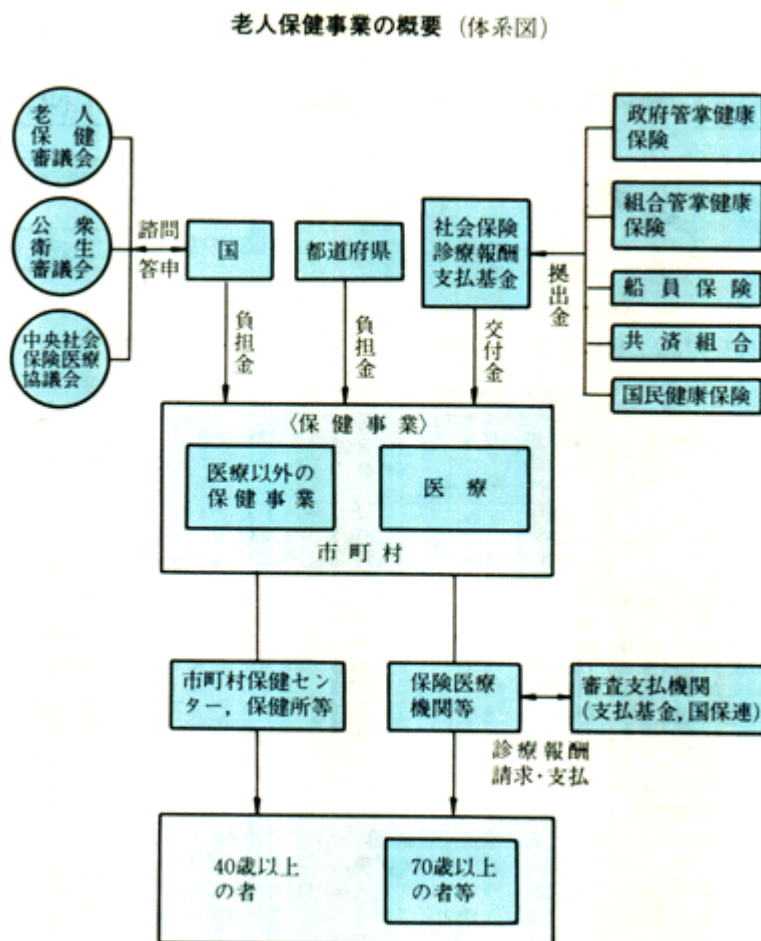
II 保健医療

3 老人保健対策

(1) 概要

昭和58年2月1日から老人保健法が施行された。この制度のねらいは、疾病構造の変化及び高齢化社会の到来に対応し、予防から医療、機能訓練等に至る総合的、一体的な保健医療施策を行うとともに、老人医療費を国民皆で公平に負担することにある。

老人保健事業の概要(体系図)



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

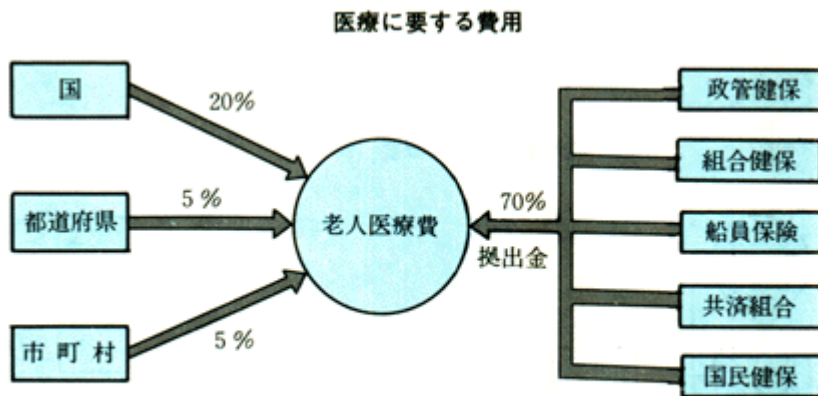
II 保健医療

3 老人保健対策

(2) 医療

老人保健法による医療は、70歳以上の者及び65歳以上70歳未満の者で一定の障害を有することを市町村長により認定された者を対象として行われ、その費用は、国民皆が公平に負担する見地から次のように負担されている。

医療に要する費用



(注) このほか、医療機関の窓口での患者負担として、原則として外来1月につき800円、入院1日につき400円が徴収されている。(昭和62年1月現在)

国民医療費と老人医療費の推移

国民医療費と老人医療費の推移

年 度	国民医療費		老人医療費		国民医療費 に占める老 人医療費の 割合	対象者数		1人当たり老人 医療費	
	億円	伸率	億円	伸率		千人	伸率	千円	伸率
48	39,496	16.2	4,289	—	10.8	4,237	—	101	—
49	53,786	36.2	6,652	55.1	12.4	4,493	6.0	148	46.2
50	64,779	20.4	8,666	30.3	13.4	4,700	4.6	184	24.5
51	76,684	18.4	10,780	24.4	14.1	4,894	4.1	220	19.5
52	85,686	11.7	12,872	19.4	15.0	5,146	5.1	250	13.6
53	100,042	16.8	15,948	23.9	15.9	5,408	5.1	295	17.9
54	109,510	9.5	18,503	16.0	16.9	5,675	4.9	326	10.6
55	119,805	9.4	21,269	14.9	17.8	5,907	4.1	360	10.4
56	128,709	7.4	24,281	14.2	18.9	6,158	4.2	394	9.5
57	138,659	7.7	27,487	—	19.8	6,465	—	425	—
58	145,438	4.9	33,185	—	22.8	7,491	—	443	—
59	150,932	3.8	36,098	8.8	23.9	7,823	4.4	461	4.2

厚生省老人保健部調べ

- (注) 1. 58年1月以前は老人医療費支給制度の対象者に係るものである。
 2. 58年2月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものである。
 3. 58年度の老人医療費については、老人保健制度の創設に伴い、対象者(健保本人及び所得制限該当者)が増加しているため、前年度とは単純に比較できない点に留意する必要がある。

[老人病院等について]

1 特例許可老人病院

主として老人慢性疾患患者を収容する病院又は病棟として知事の許可を受け、医師、看護婦等の配置基準が緩和されたもの。

2 特例許可外老人病院

特例許可を受けていないが、老人の収容比率が著しく高い(6割以上)病院をいう。ただし、基準看護病院、結核・精神病院及び知事が認定した病院(次の3)を除く。

3 知事認定病院

当該地域の人口構成等の特殊性やその病院の地域医療に係る役割等を総合的に勘案して都道府県知事が特別の事情があると認め、老人病院の取扱いから除かれたもの。

老人病院等の状況

老人病院等の状況

(各年5月1日現在)

		総数	老人病院			知事認定 病院
			特例許可	許可外	計	
昭和 60 年度	病院数	9,515	658	52	710	282
	割合(%)	100.0	6.9	0.5	7.5	3.0
	病床数	1,440,381	81,513	3,990	85,503	—
	割合(%)	100.0	5.7	0.3	5.9	—
昭和 59 年度	病院数	9,403	609	55	664	262
	割合(%)	100.0	6.5	0.6	7.1	2.8
	病床数	1,401,999	70,637	4,173	74,810	—
	割合(%)	100.0	5.0	0.3	5.3	—

厚生省老人保健部調べ

(注) 病院数及び病床数の総数は、59年度は57年12月31日現在の、60年度は58年12月31日現在の「医療施設調査」による。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

II 保健医療

3 老人保健対策

(3) 医療以外の保健事業

医療以外の保健事業は、市町村が実施主体となり、40歳以上の居住者に対して行われる。これに要する費用については、国、都道府県及び市町村が各々1/3ずつ負担する。

医療以外の保健事業の内容

医療以外の保健事業の内容

事業の種類	対 象	内 容 (実績)	場 所
健康手帳の交付	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健法の医療の対象者 健康診査の受診者等であって交付を希望する者 	(記載内容) <ul style="list-style-type: none"> 健康診査の記録 医療の受給資格 医療の記録 その他 (4,021千人)	-
健康教育	<ul style="list-style-type: none"> 40歳以上の者(対象者に代わって家族等が受ける場合を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> 保健学級等の開催(小冊子、ポスター、有線放送等の活用) (155,979回)	市町村保健センター・老人福祉センター等
健康相談	<ul style="list-style-type: none"> 40歳以上の者(対象者に代わって家族等が相談する場合を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> 健康相談室の開催(必要に応じ血圧測定や検尿等簡単な検査) (336,994回)	市町村保健センター・老人福祉センター等
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 40歳以上の者で、疾病、負傷等により心身の機能が低下している者のうち、医療終了後も継続して心身の機能を維持回復するための訓練を行う必要のある者等 	<ul style="list-style-type: none"> 歩行、上肢機能等の基本動作訓練 食事、衣服の着脱等の日常生活動作訓練 手工芸 レクリエーション及びスポーツ (1,203か所)	市町村保健センター・老人福祉センター・特別養護老人ホーム等
訪問指導	<ul style="list-style-type: none"> 40歳以上の者であって、疾病、負傷等により家庭においてねたきりの状態にある者又はこれに準ずる状態にある者並びにその家族 	<ul style="list-style-type: none"> 看護方法 療養方法 日常生活動作訓練方法 等の指導 (628千人)	対象者の家庭

事業の種類	対 象	内 容(実績)	場 所
健 康 診 査	一 般 診 査	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の者 <ul style="list-style-type: none"> ・問 診 ・理学的検査 ・血圧測定 ・検 尿 ・循環器検査 (コレステロール) ・肝機能検査 (GOT, GPT) <p>↳実施 (6,921千人)</p>	市町村保健センター・保健所・医療機関等
	精 密 診 査	<ul style="list-style-type: none"> ・一般診査の結果必要と判定された者 <ul style="list-style-type: none"> ・循環器検査(心電図, 眼底, コレステロール) ・貧血検査(赤血球数, 血色素, ヘマトクリット) ・肝機能検査(GOT, GPT) ・血糖検査 <p>(2,695千人)</p>	市町村保健センター・保健所・医療機関等
	訪 問 健 康 診 査	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の者のうち家庭においてねたきりの状態にある者又はこれに準ずる状態にある者 <ul style="list-style-type: none"> ・問 診 ・理学的検査 ・血圧測定 ・検 尿 	対象者の家庭
査 が ん 検 診	胃がん検診	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の者 <ul style="list-style-type: none"> ・問 診 ・胃部エックス線撮影 <p>(2,628人)</p>	検診車・保健所・医療機関等
	子宮がん検診	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の者 (ただし、30～39歳の者についても予算措置により実施する。) <ul style="list-style-type: none"> ・問 診 ・視 診 ・細胞診 ・内 診 <p>(2,993千人)</p>	検診車・保健所・医療機関等

資料：実績は厚生省統計情報部「昭和59年度老人保健事業報告」による。

(注) 一般診査は100円、精密診査、胃がん検診、子宮がん検診はその費用の1/3程度の額(400円～2,000円)を負担することになっているが、70歳以上の人、所得の低い人については免除がある。